

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成27年10月7日（水）午後2時00分から午後3時50分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所第2裁判員選任室（事務棟3階）

### 3 出席者

司会者 丹羽 敏彦（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 安福 幸江（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 建元 亮太（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 鬼頭 治雄（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，6番 5人

### 4 議事内容

#### 【全般について】

（司会）皆さんから最初に全般的な感想等をいただきたいと思います。差し支えない範囲で、お仕事について、休みの形態、業種などもお伺いしてよろしいでしょうか。最初に、私の方から皆さんが御担当された事件の内容を御説明させていただいた上で、裁判員裁判に参加した御感想等をお聞かせいただきたいと思います。

1番さんが御担当になった事件は、性犯罪で、事実関係に争いがあります。審理の内容を申し上げますと、検察官が提出した証拠書類の取調べ、被害者の証人尋問や被告人質問を行い、取調べに関する録音録画も御覧になっています。法廷での審理は月曜日から水曜日までの3日間、論告弁論は木曜日、評議は木曜日、金曜日、月曜日の3日間で、1日空けて水曜日に判決を行い、裁判全体としては、月曜日に始まって翌週の水曜日に終わったというもので

す。今振り返ってみての印象や感想をお聞かせ願いますでしょうか。

(1番) まず仕事ですが、不動産関係の仕事で、土日休みです。役員をやっているとして、一応全体を見ているポジションです。合計1週間近く、裁判所において審理、評議をさせていただきましたけれども、まず内容より前に感じましたのが、裁判官の方、書記官の方、また弁護士の方や検察官の方が、非常に裁判員に対して懇切丁寧と言うか、悪い言い方をすると素人扱いと言うか、分かりやすく、我々がやっていくことの方向性を示していただいたことです。これだと、初心者、素人の我々からするとすごくありがたい。当初はどうか、何をするのか、自分が裁判員になる意義はあるのだろうかといった不安があったのですけれども、実際に裁判の中で色々なサポートや精神的な配慮、手続面でのアドバイスをいただき、当初不安に思っていたよりは、現実にはスムーズに何とか務め上げられたのではないかというのが率直な感想です。内容については、被告人がやったかやらないのかを審議することで、事実に基づいて明確にAかBかと判断できればよかったです。証言に基づいた事実認定という形ですので、それは辛かったなと思います。結果的に、きちんと判断して務め上げられたと思っています。

(司会) 2番さんが御担当になった事件も性犯罪です。事実関係には争いがないものの、被告人の役割の重みをどう見るかが問題になっていると理解されます。審理の内容としては、被害者などの尋問はなく、被告人質問と御両親や知人といった情状証人に対する尋問のみが行われました。月、火の2日間は証拠調べ、水曜日が論告弁論、その後の評議は木曜日、金曜日、判決は翌週月曜日となっていて、裁判全体では、月曜日から始まり、翌週月曜日に判決となっています。同じように全般的な感想、印象を伺いたいと思います。

(2番) 仕事ですが、土日は基本休みで、あとは普通に暦通りです。どういう立場かという、他の人に急に代わるというのはできない、建設やメンテナンス全般の業種です。裁判員裁判に参加することに不安があり、不安をとにかく

払拭したいがために、色々なことを聞き、すごく勉強になりました。余談ですが、会社に帰って、上司と最初に交わした言葉が「裁判は終わったか。」という言葉でした。優しい言葉で尋ねられ、「終わりました。」と答えました。

(司会) 3番さんも2番さんと同じ事件を御担当されています。御感想等を御自由に御発言いただきたいと思います。

(3番) 仕事の休みは土日週休二日です。業種は鉄道会社に勤めています。私がいないと回らない仕事というのは特になく、みんなでカバーし合える仕事なので、私の場合は大丈夫でした。まず最初に、自分の住んでいる地域でもこういう重大というか、大きな犯罪が起きているんだなということにショックを受けました。報道等で知らないだけで、事件自体はたくさん起きているんだなということが衝撃でした。実際の裁判の進行については、我々は素人で分からない立場なので、色々リードしていただきました。裁判に参加して日が経って進んでいくうちに、こんなこと自分に決められるのかなというようなことはなく、そんなに負担にはならないのだなということで少し安心しました。

(司会) 4番さんの事件は性犯罪を含むもので、複数件あるうちの1件にだけ争いがあるというものでした。審理の内容は、その1件について被害者の証人尋問、被告人質問を行い、被告人の身内の方による情状関係の立証がされたというものです。日程ですが、木曜日に第1回公判、少し日にちが空いて月曜日に第2回公判があり、この2回で証拠調べをしています。さらに1日空いて水曜日に論告弁論を行った上で、評議は水、木、金の3日間でした。その後、さらに日を少し空けて翌週火曜日に判決をしています。こういった期日の入れ方もあるのだなと思いました。法廷での証拠調べが2日間、論告弁論の日を含めて評議は連続で3日間、その後の判決宣告は少し日にちが空いていますが、同じように御参加いただいた感想、印象等をいただきたいと思います。

ます。

(4番) 仕事は食品関係で、土日が休みです。私の代わりはいるので、仕事のやり繰りは大丈夫です。最初に裁判に参加したとき、被告人がいるのが怖くて、傍聴席もけっこう怖そうな顔の人がいたり、スーツをびしっと着ていたりして、何だろうと思いました。最初は法廷でも全く顔を見られない状態で、下ばかり向いていた状態でしたが、裁判が終わってから、裁判官があの人たちは傍聴によく来る人たちだよと丁寧に教えてくれ、だんだん不安が解消されていき、和んだ雰囲気の中で裁判に参加できてよかったですと思います。

(司会) 最後6番さんにお聞きします。6番さんの事件は、事実関係に争いのない放火の事件で、比較的審理はスピーディーに進み、1日目の水曜日に論告弁論まで終わり、翌日木曜日に評議をしていただいて、3日目金曜日の夕方に判決宣告があったという進行になっています。同じように全般的な御感想等をお願いします。

(6番) 病院の職員で事務長をしております。基本は4週6休ですので、月4週ありましたら、月2回は土日休みで、月2回は土曜日半日勤務という形態です。裁判員はもちろん経験がなく初めてなものですから、人を裁くことへの責任、重大さが本当にプレッシャーになりました。ただ、先ほども1番さんが言ったとおり、裁判官の方が本当に分かりやすく助言していただいたものですから、滞りなくスムーズにいったのかなと思います。

#### 【スケジュール調整について】

(司会) さっそく今日の本題、お仕事との兼ね合いでの御苦労と、それに対して法律家の側としてはどのようなことに配慮する必要があるのかをお聞かせいただきたいと思います。私も裁判員の方と雑談する中で、仕事との兼ね合いがしんどいとお聞きすることがあります。裁判員裁判のスケジュール調整に関しては、まず、裁判が予定されている日程をお知らせし、その期間に辞退しなくてはならない事情があるかどうかを書面でお伺いしています。また、選

任手続の当日もそのような事情の有無を裁判所から改めてお伺いしております。最初に裁判所から書面が届くときに裁判に従事していただく期間が分かり、お勤め先との調整をしていただくことになるのですが、そこで最初の御苦労があるのではないかと思います。御苦労された御経験として、お勤め先や取引先との関係で何かありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。いつも1番さんから話しいただくのもどうかと思いますので、順番をずらして2番さんからお願いします。

(2番) 裁判のスケジュールは、最初送られてきた内容で上司にお伺いをたてたら、参加してよいとの了解を得られました。事前に裁判の期間が分かっていたので、だいぶん助かりました。あと、私は知多半島の方から裁判に参加したのですが、裁判所に来るのに色々なルートが案内文書に書いてありましたので、少し迷いました。

(司会) 今回御参加いただいた事件は1週間、毎日朝から夕方までということでしたが、1週間という期間は受け止め方としてどのような感じですか。やはり1週間という期間は少し長いという印象でしたか。

(2番) 自分自身はそんな印象はなかったです。

(司会) 裁判所から御案内するのはだいたい1か月前くらいになることが多いと思いますが、どうでしたか。

(2番) あのタイミングはいいと思います。職場との調整も取りやすいですし、裁判の期間ははないから、なんとか他の者を補充して対応できます。1週間前に言われるよりはましだと思います。

(司会) お勤め先の中では裁判員制度に対する認知度、理解度がそれなりにあるということでしょうか。

(2番) はい。前年度も、同じ課から裁判員に参加した方がいます。私は、その人とはそんなに親しく話はしないので、そのときは他人事で御苦労さんだねと思っていたところ、今度は自分に案内が来ました。

(司会) 3番さんは、会社等のお勤め先や取引先、スケジュールの関係はどのようなものでしたか。

(3番) まず、裁判員に選ばれたこと自体を言うてはいけないと思っていました。私が勘違いをされていて、裁判の期間も何か月前からこの期間ですよと言われて自分では分かっていたのですが、自分で止めていて、恥ずかしながら裁判員を選ぶ日もどうせ自分は当たらないだろうと思っていたら選ばれ、これは大変だと思って、当日に上司に連絡したという次第です。たまたま会社としては仕事のボリュームが少ない期間でしたので、「すみません、裁判員に選ばれました。」と伝えたところ、「じゃあ、頑張ってきてください。」と言われてました。職場には理解はしていただいたのですけれども、その辺の勘違いが自分の中で大変でした。

(司会) 周りに御相談しにくい、言いにくい話というところもあるんでしょうか。

(3番) 全てしゃべってはいけないと思ってまして、本当に裁判員に選ばれるまで、候補に挙がっていることすら言うてはいけないと思っていました。完全に私の勘違いでした。

(司会) 選任された当日に、裁判の時間を取っていただくことについてお勤め先の御了解をよくいただきましたね。その当日のお勤め先の返事次第だったという感じでしょうか。お勤め先からダメだと言われたらどうなったのでしょうか。

(3番) そこまでは言わないとは思いますが、裁判から帰った後に怒られることがあったのかもしれませんが。

(司会) 2番さんと同じく1週間ちょっとの裁判ですので、1日空けるだけなのとはだいぶ重みが違いますね。

(3番) そうですね。

(司会) 4番さんは、スケジュール調整や周りの反応の点について、どうでしたか。

(4番) もしかしたら裁判員に選ばれたら仕事を休むかもしれないとは伝えてあつ

て、もしそうなったらそのとき考えると言ってくれていました。実際に裁判員に選ばれて直ぐに職場に言いに行ったら、了解してもらえました。

(司会) 選ばれた当日裁判所までお越しただいて、最終的にくじ引きの結果などをモニターに映して、その段階で最終的に選ばれたことが決まります。「そのとき考える」というのは、選ばれた後に参加できなくなるという可能性が少しは残されていた感じなんですか。

(4番) それはなかったですね。

(司会) やはり日程を空けた上で裁判所に来ていただいたということでしょうか。その辺りで、何か御苦労などはなかったですか。

(4番) それはなかったです。

(司会) 比較的、仕事のタイミングのよい時期に当たったということなんですか。

(4番) 丸々1週間休みたいと言ったら、休ませてくれました。

(司会) 6番さんも同じくスケジュール調整の関係では、どうでしょうか。

(6番) 私の場合は3日間ということもあって、裁判に出られたという感じです。

通知書は他の職員も何名か来たケースがあり、その度に私の所に来て、裁判に行っているのか聞いて来ましたので、まあそうなったら行きなさいよと言っていた矢先に、自分の所に通知が来ました。結局、理事長に話をしたら、裁判の期間が長いようだったら断ってほしいということも言われていましたが、3日間だったのでいい機会だから出させてほしいと頼んで了解をいただいて参加することができました。もし、普通の仕事を持っている方だったら絶対無理なんじゃないかというのが率直な感想です。また、会社の就業規則をどうしましょうかということ、私も以前から職場に話していました。今まで裁判所から通知書が届く職員は何人もいたものの、実際に裁判員になったのは私が初めてだったことから、自分で就業規則を作るのもどうかと思いますし、有給にしても裁判所でお金が出るということですから、その取扱い

がなかなか難しく、結局は研修という形にしました。今後、職員がたくさん裁判に出るといことになると、きちんと入れ込んでやっていかないと駄目ではないかという話はしていました。

(司会) 最後になりましたが、1番さんは、今の点はどうでしょうか。

(1番) 裁判の日程は約1週間程度でした。候補者として当日行くまで裁判員に当たるかどうか分からない。こういうところに仕事の予定を入れていいのかわからないのか、まずそこだったのですけども、万が一当たった場合に備えて予定を組み立てるしかないと考えていました。もし、仮に当たらない前提でスケジュールを入れたとすれば、今回は選任を決定されたのが金曜日だったのですが、土日しかないのではお断りする期間がないと考えましたので、裁判員に当たる前提で全て会社に話をしました。私の勤め先は小さな会社ですが、私自身が当たればやりますという話をして、当たる前提で仕事のスケジュールを入れました。私はルーティーンがある仕事ではなかったもので、比較的調整はしやすかったですが、もし裁判員に当たらなかつたら、1週間仕事のスケジュールを空けてあったので、どうしようという不安感がありました。職場の周りからも、外れたらどうするんですかみたいな話も出ていました。

(司会) 当たるかもしれないし当たらないかもしれないという中でのスケジュール調整がなかなか難しいというのは、比較的多くの方がおっしゃっていることかなという気がします。

#### 【裁判の日程について】

(司会) 次の話題に進ませていただきます。私どもの側では、日程を決めるときに多少なりとも参加していただきやすいように配慮ができないかと考えています。ここでは現状を御説明させていただきながら、皆さんから御感想や御提案なども頂戴したいと思います。まず1点目の裁判員を選任する日については、そこから公判期日まで多少日にちを空けるやり方が多くなってきていると思います。空ける期間は1週間以上という長いものもありますし、2日か



1日のこともあります。かつては、午前中に裁判員の方々を選任して、昼食を御一緒して午後からすぐに裁判を始めていたこともありましたが、なかなか準備が難しいということもありまして、現在は選任をしてから数日空けて公判期日を設定していることが多いと思います。この間隔ですが、どれくらい皆さんの仕事のスケジュール調整等にフィットするのでしょうか。1番さんがおっしゃられたように、外れたときに、空けておいたスケジュールが使えなくなるという問題について言えば、選任の日から公判までの間隔が長ければ長いほど、外れたときでも予定が入れやすくなると思います。この間隔はどれくらいがいいのか、正直なところ私もよく分からないところがありますので、その感覚をお伺いしたいと思います。2点目ですが、裁判員裁判は基本的に連日開廷しており、先ほど御紹介した皆さんの事件でも、月曜日から毎日法廷をやって判決までいくことが多いです。ただし、事件数が多い、あるいは中身が難しくて証人をたくさん調べる必要がある事件では裁判に3週間、4週間かかることもあります。さすがにこれくらいの長さの裁判を毎日やるということになれば、仕事や家庭の関係で支障もありますから、裁判員の方には、この日は来ていただかなくてもいいという休みの日を挟んだりします。どれくらいの長さのものからこのような配慮をするのがよろしいのでしょうか。裁判の間隔をあまり飛び飛びにすると、1日目に聞いた話の記憶が薄れてしまうこともあり、それとの兼ね合いで難しい問題とっております。3番目は裁判所においていただく時間とお帰りいただく時間です。だいたい午前9時半頃にお集まりいただいて、午後5時頃には解散しています。遠方からいらっしゃる方もいらっしゃいますので、この時間帯にしていますが、裁判員の方々と雑談をしていると、裁判所での裁判が終わった後に仕事に行っている方もいらっしゃるように思います。この1日の拘束時間について伺いたいと思います。また、昼休みについても、裁判員の方の中には、持ってきたパソコンに向かって仕事をされている方や、ずっと電話をされて忙

しようにされている方もいらっしゃいました。1日の中の時間割について何か配慮できることがあるのかどうか。このようなことを考えながら日程を組んでいます。こういうアイデアがあるよ、そこまで考えなくていいよ、というお知恵を拝借したいと思いますので、何か思い当たるところがあればおっしゃっていただきたいと思います。それでは順番で3番さんからお願いできますか。

(3番) 自分だけの話ですと、特に都合が悪かったということは感じなかったです。日程に関しても時間に関しても、そんなに厳しいとも思わなかったですし、逆にどうしたらいいでしょうというご質問も、それぞれ色々都合があると思うので、難しいところですよ。私だけの立場でいうと、特に不都合や負担は感じなかったです。

(司会) 3番さんに担当していただいた事件は、金曜日に裁判員に選任して、土日を挟んで月曜日から公判期日が入っていたと思います。この間隔はこれくらいで大丈夫か、もう少し空けた方がよかったのか、色々あるのではないかと思います。金曜日の午前中に選任をして、午後からはお帰りいただいたということですか。

(3番) はい。

(司会) それくらいの間隔でも、3番さんは大丈夫でしたか。

(3番) 私の場合は、昼から会社と連絡を取って、ちょっと来週抜けますということが言えたので、大丈夫だったのですが、人によっては、それだと土日休みになってしまい、金曜日の午後半日では職場と連絡が付かない人もいるかもしれません。たとえ選ばれるかもしれないという前提でスケジュールを組んであったとしても、本当に選ばれたとなるとまたそれで何か起きてくることがあるかもしれないので、それでは厳しいという人も出てくると思います。

(司会) 5日、6日くらいの審理期間ですと、その間に休みを入れずに連続でやってしまうことが多いと思いますが、3番さんからすると、1週間くらいの裁

判であれば、細切れにするまでのことはないということですか。

(3番) はい、そうですね。

(司会) 同じ質問ですが、4番さんはどうでしょうか。日程の組み方について4番さんの事件で特徴的なのは、公判期日ごとに結構間隔があります。どちらかという連続して裁判をやっている方が多いのですが、日にちが空いている方がやりやすかったでしょうか。

(4番) そんなことを考える余裕がなくなってくるので、日にちが少し空くと、こうだったなと考えたりすることもできます。

(司会) 頭を整理するということですか。

(4番) 結構楽になったりします。

(司会) 裁判員の方との雑談の中で、休みの日があっても裁判のことばかり考えてしまい、休んだ気がしないという話をお聞きしたことがあるのですが、その辺は大丈夫でしたか。

(4番) 休みの日はランチ食べに行ったりして、大丈夫でした。

(司会) 裁判の間の日に仕事はされていたのですか。

(4番) 休みにしてもらいました。裁判員をやるからには休みが欲しいですと職場に言ったら、休みにしてくれました。

(司会) 選任されてから裁判が始まるまで、少し日にちが空いたと思うのですが、仕事の関係では、その期間は十分だったでしょうか。裁判員に決まりましたので、その間の仕事について本格的に頼みますよという引継ぎはありましたか。

(4番) なかったです。

(司会) 比較的このときは4番さんとしては助かる時期と言いますか、忙しさがそれ程でもなかったということでしょうか。

(4番) いや、結構忙しかったですが、何とか大丈夫でした。

(司会) 裁判が終わった後、職場に行かれたりすることもなくて済んだいうことで

しょうか。

(4番) はい。

(司会) 6番さんはどうでしょうか。

(6番) 3日間の集中だったことから、非常にぎゅっと詰まっていた逆によかったと思います。ただ、選任されてからの期間は非常に短かったです。

(司会) 選任手続は、裁判の何日くらい前でしたか。

(6番) 事前にまず案内が来たときに、ひょっとしたら裁判員になるかもしれませんが職場には言っていたのですが、裁判員に決まってからの期間がやっぱり短いです。裁判の日程が3日ということでしたので、もし審理期間が長いような案件でしたら、そこから断りについてどのような手続をやらなくてはいけないかということを考えていました。

(司会) 長い事件であればあるほど、選任されてから裁判までの期間は空けておいた方がいいということですか。

(6番) そうですね。

(司会) やはり裁判が3日くらいだから短めにするというところはあるのかなと思います。1番さんは、今の点について、何かお感じになることありますか。

(1番) はい。さきほどは裁判員に当たる前提で組み立てたというお話をしたのですけれども、当たらない前提で組み立てるには、営業日が2日ないと、引継ぎの件や取引先の解消のことを考えると、どうかなと思います。私は金曜日の午前中に選任されて、月曜日から裁判だったのですが、もしこれが水曜日からスタートであれば、当たらない前提の仕事スケジュールを組み立てたと思います。その2日間で引継ぎないしお断りなどを調整できたのではないかなと思います。金曜日午前中の選任で月曜日から裁判という私の場合だと、週休2日で土日が休みのところが多いものですから、当たる前提でしかスケジュールを組み立てられなかったのです。後は、終わりが午後5時までというのは適正だと思います。私は終わった後に仕事に行っていました。そうしない

と不安でしょうがなかったというのがありますが、休みのペースも普通に勤務している日数と変わらないので、違和感はなかったです。

(司会) 2番さんも、今の日程の件ですが、お感じになったことなどがありましたら、お願いします。

(2番) 自分としては、裁判員をやる前提で事を進めていましたから、行ってきますからあとはお願いします、当たらなかったらなかったで、というだけの話でした。裁判が終わってから、1週間会社へ行かなかったのですが、その理由は、言っただけではいけないことを喋ってしまうからです。結局、会社は1週間、教育という扱いになって処理されていきました。会社としての協力体制がしっかりしていれば、何の問題もないと思います。

(司会) 検察庁、弁護士会の方からも、何かこれに関してお伺いしたいことがありましたら、御自由に聞いていただきたいと思います。まず、検察官の方から何かありますか。

(検察官) 連日開廷でやるか、それとも間隔を空けてやるかについては、基本的に裁判員裁判の場合には連日開廷という形でやっていることが多いと思いますが、今日4番さんのスケジュールを見て、非常に興味深いなと思いました。例えば、裁判員裁判で審理を5日間する事件で、連続5日間開廷するという形と、1日やって一、二日休んで、また1日やって一、二日休むという、トータルでは10日から15日くらいになってしまいましたが、間隔を空けて余裕を持ったスケジュールにするという形では、それぞれ仕事によって違うと思いますが、皆さんの仕事に照らしてどちらが調整しやすいのかを教えてくださいたいと思います。

(司会) 連日開廷か、休みを挟んでばらばらか、どちらでもいいか、3つくらいの選択肢でよいでしょうか。それでは、五月雨式と言いますか、一、二日空けながら進めるのが好ましいという方はどれくらいいらっしゃいますか。挙手をお願いします。これはいらっしゃらないようですね。連日開廷の方が助か

るという方が全員でしょうか。どちらでもいいというよりは、連日開廷の方が助かるということになりますかね。

(検察官) もし、五月雨式がよいという方が多い場合には、次に、間隔が空いてしまうことによって審理の内容を忘れてしまうのではないかということを知りたかったのですが、皆さん連日開廷がいいという話でしたので、私の質問はこれで終わります。

(司会) 御自身が御担当になった1週間くらいの事件だと連日がよいということになると思いますけれども、長くなってくるとやはり別になってくるのでしょうか。2週間、3週間、4週間となってくると、その間ずっと月曜から金曜まで裁判所というよりは、例えば水曜日はお休みとし、月、火、木、金の4日間裁判というのもなくはないかなと思います。結局は、長さ次第でしょうか。

(6番) 私は、皆さんの中で一番短くて3日間だったものですからよく分かりませんが、週4日というのが一番長い場合でも無難じゃないかなと思います。週5日だと大変かもしれないです。

(司会) 弁護士会からも、何かあれば御自由にお聞きいただきたいと思います。

(弁護士) 例えば1か月以上かかるような裁判をやらしてもらえないかという話になったときに、裁判員としてできそうでしょうか。

(2番) 1年くらい前から言っただけならば、何とかなると思います。

(弁護士) 例えば1か月半くらいかかる場合、仮にできるとしたら、週何回くらい、こんなスケジュールであれば何とかなるかもしれないという点についてはいかがでしょうか。

(司会) 1番さんからまずお願いします。

(1番) 私なら、まず基本はお断りします。万が一、義務ということであれば週3日です。残り2日で何とか調整します。

(司会) 2番さんはどうでしょうか。1か月ないし1か月半くらいの予定で考えて

みてください。

(2番) その分仕事を抜けるということで、それをこなせるようにするためには、1年前には教えてほしいと思います。

(司会) それくらい長い期間の御自身の代わりの要員ということになると、それなりの期間がないと支障があるということなんでしょうか。

(2番) 医療関係で言うと、インターンが終わって現場へ出て、大きな手術ができるかと言われたらできないと思います。それが機械に代わっただけであって、機械だって素人が触ってできるものではないということです。

(司会) 3番さんはどうでしょうか。

(3番) 例えば月曜日に決まって、火曜日から1か月というレベルになると厳しいかなと思いますが、常識の範囲で、例えば、二、三日前に日程がこれくらいになりそうですけど、どうでしょうかと話があれば、たぶん私の会社としては断れとは言わずに、逆に一生に一度あるかないかのいい経験になると思うので、裁判に行ってきたさいと言ってくれると思います。

(司会) 4番さんはいかがでしょうか。

(4番) それだけ長いと、裁判員に決まってから裁判まで1週間くらい空いてくれればよいと思います。

(司会) 実際にも、そのくらい、あるいは、もっと空けるかなという気がします。

(4番) そうであれば、できると思います。

(司会) 6番さんはいかがでしょうか。

(6番) 冒頭からお話ししていますように、私の裁判は3日間でしたのでできました。長い期間になってくると、患者さん相手ですし、あと看護学校もあるので厳しいと思います。

(弁護士) なぜこのような話をしているかと言いますと、現実問題として長い裁判も時々あるわけで、そういう場合に裁判員のなり手が偏るという問題があり、どうしたらいいのかなと思ったという訳です。

【審理全般及び評議について】

(司会) 検察官，弁護人が行った冒頭陳述，証人尋問，被告人質問等，論告・弁論は分かりやすいものでしたか。審理全般についての感想や印象をお聞かせください。また，評議の進め方についての感想や印象をお聞かせください。

(4番) 尋問の中で，検察官の質問にあいまいな点があって，もう少し詳しく聞いてほしかったです。弁護人も，被害者に対する尋問の際に，事件と関係ないのではないかと思われるような質問がありました。

(司会) 尋問の後の論告，弁論を聞いても，質問の意図は分かりませんでしたか。

(4番) 分かりませんでした。

(6番) 評議の最中は，裁判官はあまり意見を言わなかったのですが，裁判員の間で活発に意見が出ていました。ただ，評議の途中で裁判官がくれるアドバイスに，影響されている感じがしました。

(1番) 検察官と弁護人のレベルに格差があるように感じました。弁護人は資料も滑舌も良くなかったです。

(2番) 評議の際に，量刑データを見せてもらったのですが，一般市民の感覚に比べて量刑が低いように感じました。

(3番) 量刑については，自分が裁判員として出した結論には納得していますが，それが一般市民の感覚と合っているのか不安はありました。審理では，弁護人が被告人の生い立ちについて詳しく説明していましたが，なぜそのような説明をするのか理解できませんでした。例えば，自分の親を殺したという事件であれば，被告人の生い立ちについて説明する必要はあると思いますが，私が担当した事件のように被告人と被害者の間に何の関係もない場合には，被告人の生い立ちは事件と関係ないようにも思えました。

(弁護士) 被告人の生い立ちが，事件とどのように関係するのかについて，もっと説明すべきだったということでしょうか。

(3番) はい。



(弁護士) 1番さんは、弁護人の資料や滑舌が悪かったとおっしゃっていましたが、具体的にどのように悪かったのですか。

(1番) 検察官が提出した資料は、論理的で分かりやすかったのですが、弁護人が提出した資料は、費用が足りないのかと思うくらい分かりにくかったです。弁護人の滑舌が悪くて、被告人への質問内容すら聞き取れず、聞いているだけでストレスを感じました。それだけでイメージが悪くなるので、もっとはっきり話してほしかったです。

(弁護士) それは弁護方針や主張内容が問題ということではなく、話し方に問題があったということですか。

(1番) はい、内容は問題なかったです。

(6番) 確かに、検察官の資料はカラーで囲ってあって、時系列がしっかり分かりやすく明文化されていきました。弁護人の資料は、言おうとしていることが簡潔ではなく、論文みたいに書かれていたものですから、どこにポイントがあるのかが分からず、少し見にくいという印象でした。

(検察官) 4番さんから、尋問があいまいでよく分からないところがあったというお話がありましたが、具体的には、どういうところがあいまいで、その原因はどういうところにあったのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

(4番) 質問内容は良かったのですが、最後の方で時間が足りなくなって、うやむやになってしまった点がありました。

(司会) 今6番さんからも話題に出ましたが、検察官の冒頭陳述はどのような工夫をして作られているのですか。

(検察官) 冒頭陳述はそれぞれの検察官が作るのですが、形式面については、みんな良いものは真似をするということもあって、どの検察官が作っているのも同じような形式になっていると思います。内容面については、昔はもっと詳細に冒頭陳述をしていたのですが、裁判の初めから細かい話をしても消化不良になるだろうし、証人尋問や証拠調べで詳しいことは聞いていただければい

いということで、冒頭陳述はなるべく短くシンプルにしようというのが最近の傾向です。

(司会) 評議の点についても、いくつか御感想等をいただきましたが、評議を進めている裁判官の立場で、何かこの機会に聞いておきたいことはありますか。

(裁判官) 皆さん評議のときに御意見を言われたと思いますが、意見を言う際に、裁判長や担当裁判官から、「御意見どうですか。」と振られて自発的に意見を言うパターンと、「1番さんどうですか。」、「2番さんどうですか。」と順番に当てられてから答えるパターンの二つのやり方があると思うのですが、どちらが意見を言いやすいですか。

(6番) 引っ込み思案で意見を言えない方もおられるものですから、指して当てていただいた方が意見は言いやすいと思います。あと、私の事件では、途中で席替えをしたのですが、それも一つの気分転換になったのではないかと思います。

(1番) 最初の見知らぬ人同士という状態の時は、当てていただいた方が発言はしやすいと思います。時間が経てば積極的に発言するようになってきますので、御意見がある方はいますか、というような振り方でよいと思います。

#### 【その他】

(司会) 時間があっという間に経ってしまい、今日の意見交換会も間もなく終了しますが、最後に、裁判員の職務を終えての感想やこれから裁判員をされるかもしれない方々に対するメッセージを一言ずついただきたいと思います。

(6番) 冒頭でも述べましたが、人を裁くことはプレッシャーがかかることで、責任もあります。私の事件では順を追って、非常に分かりやすくやっていただいたのですが、殺人事件などで裁判員にかかるプレッシャーをどのようにフォローしながら今後進めていくのかなど、ふと思いました。

(1番) 自分たちが出した結論が確定すればいいのですが、上級審で差し戻された事件があったことを聞いていて、もし差し戻されたら我々は一生懸命頑張っ

て、何をやってきたのだろうという思いはありました。もう一つは裁判員等選任手続期日の呼出通知についてですが、いきなり裁判所から郵送されると、やはり驚きます。悪い内容ではないと封筒に明記して送っていただくとよいかと思います。裁判員をやらせていただいて視野が変わり、ニュースを見る目も変わりました。日常にはない、よい経験となりました。

(2番) 裁判員を辞退される方が結構おられるみたいですが、一度経験されたらよいと思います。自分自身ものすごく勉強になりましたし、本当によい機会を与えてもらったと思います。

(3番) 1番さんと同じ意見で、呼出通知を見ると構えてしまいます。読んでも内容が頭に入らないし、選ばれるまでのプロセスをもう少し分かりやすくしてもらえるとよいと思います。裁判員は是非やった方がよいと思います。

(4番) 裁判員をやってみてよかったです。自分はこんなところに来たくないと思いましたし、普通に生活していて、自転車や車に乗る時も気を付けるようになりました。裁判員に選ばれた後、裁判を傍聴する機会があれば、気分が楽になるかと思います。

(司会) 裁判員として御参加いただいた時の苦労や不安というのをいろいろお話していただきまして、これからも考えていかないといけないと改めて感じております。今日伺ったことを他の方々にお伝えするとともに、私どもも受け止めて今後検討していきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。